助成番号

15 - 519

## 松下幸之助記念財団 研究助成 研究報告

【氏名】佐藤量介

【所属】(助成決定時) 一橋大学大学院法学研究科

【研究題目】多国籍軍活動被害者に対する国際救済基金の設置可能性に関する研究

## 【研究の目的】(400字程度)

正義・人道目的であっても、国際的な軍事活動に際し無辜の市民に被害が生じる場合がある。中央集権的な超国家組織のない国際社会では、その対処は派遣国の個別対応に委ねられることが多く、派遣国が活動実施地の裁判手続から免除を受けていることもあり、被害者は少額の見舞金を受け取るに止まる。被害者救済については、多国籍軍ミッションに何か集権的な対処枠組が設けられるわけでもなく、また、国連等の国際組織による集権的・規制的な枠組下に置かれるわけでもない。仮に当該枠組の導入を試みるならば、今度は各国が多国籍軍ミッションへの参加を忌避するというジレンマが生じ得る。派遣国が往々にして被害行為の違法性を認めないこともあり、結果、被害者は十分な救済を受けられないのである。先述のジレンマを回避し、被害者への十分な救済を現に可能とする枠組が求められるところ、一つの可能性としての国際的な救済基金の設置があり得ると思われる。本研究の目的は、多国籍軍活動下で生じる被害者救済が現状では実効的かつ十分には行われていない実態の問題構造を明らかにし、その処方箋としての国際救済基金の設置可能性を探るものである。

## 【研究の内容・方法】(800字程度)

本研究では、多国籍軍活動下で生じる被害者救済が現状では実効的かつ十分には行われていない実態について、多国籍軍の実態構造及び法構造に対応し得る救済基金の設置可能性を考察した。

具体的には、現在国際社会で活用されている又は活用が予定されている基金、例えば、国際刑事裁判所(ICC)の枠組みにおける被害者信託基金、原油タンカー等からの油流出事故に対する賠償・補償枠組みである国際油濁補償基金、原子力損害賠償責任に関する補完基金条約に基づく補完基金(未発効))等を比較検討し、また、「許可」の実行上、被害者救済目的ではないものの、多国籍軍の"費用"に関する信託基金がケースバイケースで設置されており、これも分析対象とした。

そして、本研究に係る国際救済基金の検討にあたっては、少なくとも以下の点に留意した。

- A)「派遣国による行為の違法性を問わずに被害者救済を行う枠組みか否か」。これは、違法性の認定を要件とすれば、自発的負担により多国籍軍ミッションに参加してきた各国が今後同様のミッションに参加しなくなること、そして違法性認定を前提とする救済基金の設置に賛同しないことが容易に想像できることによる。B)「十分な被害者救済を実現する財源を確保できる枠組みか否か」。これは、現在見舞金支払いなどにより
- B) 「十分な被害者救済を実現する財源を確保できる枠組みか否か」。これは、現在見舞金支払いなどにより被害者対応を行っている各国が、その財政的負担の軽減可能性に魅力を感じるスキームであるかどうか、そして、結果として被害者救済に当てられる支給額の拡充が図られるかどうかに関わるものと考えられる。
- C) 「被害者救済について第三者的な意思決定・判定が何らかの形で介在する枠組みか否か」。当事国の恣意的な対応や軍事的・政治的な政策判断及び利益較量による救済可否判断への影響を回避するとともに、当該枠組自体の正当性及び信頼性を向上させる要素と考えられる。

上記の点は、各国が多国籍軍ミッションへの参加を忌避するというジレンマを回避しつつ、被害者への十分な救済を現に可能とする枠組を構想するうえでの必要な要素であり、これらに留意のうえ救済基金の方向性を検討することが重要である。

## 【結論・考察】(400字程度)

被害者救済に関連する国際的な基金には、設置主体からすれば、国連設置型、多数国間条約型、国内設置型がある。救済方法からすれば、非賠償型の被害者支援スキームと、賠償スキームとがある。また、基金の支出対象については、NGO等支援団体を受給対象とするものと、被害者本人を受給対象とするものがある。国連設置型の基金では、主として非賠償型の被害者支援スキームが採用され、原資は、国連の総会決議等により加盟国に拠出が要請され、あわせて、非政府組織や民間からも資金を募ることで賄われており、加害者・加害国からの強制的拠出によるものではない。基金は、被害者支援に携わる NGO に資金を分配し、結果NGO を通じた被害者支援が実施される。留意すべきは、加害者・加害国の違法性認定を前提に、加害者からの賠償を容易にするためのスキームや被害者への賠償金を補助するような司法的直接救済スキームとは一線を画している点である。参加国部隊要員の違法性を前提とせず被害者救済を実施する点で、一つの有り得る方式といえるが、支援内容は教育・医療等に限られるため、被害者救済という面では十分とはいえない。他方、国際油濁補償基金といった多数国間条約型には、責任制限と厳格責任を基本としつつ、被害者救済の実効性担保のため、受益者からの資金支出を強制化する補償基金スキームがある。当該スキームを適宜修正すれば、諸国の参加意欲を削ぐことなく、被害者救済の実効性を向上させ、また国際社会全体を当該活動にコミットさせることにもなり得る。多国籍軍活動の特質、被害者救済の実効性、そして国際社会が介在し得る余地もあるという点で、多数国間条約型の被害者救済基金の設置可能性を検討する価値はあると思われる。